



金 沢 市 公 報

第 2 9 7 1 号

令和元年(2019年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (")	4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の開設者の変更について (")	5
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	5
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の名称の変更について (")	5
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止について (")	6
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止について (")	6
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	6
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の名称及び所在地の変更について (")	7
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について (")	7
○市道の区域の変更について (道路管理課)	7

○道路の供用の開始について (")	7
● 公 告	
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市民課)	8
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	8
○金沢市南新保土地区画整理組合の施行地区となるべき区域について (市街地再生課)	8
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	10
● 教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	10
● 選挙管理委員会告示	
○選挙人名簿の登録を行う日について (選挙管理委員会)	11
● 選挙管理委員会公告	
○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	11
● 農業委員会告示	
○令和元年第5回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	11
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	12
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	12
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	13

告 示

●金沢市告示第14号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 121台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成31年4月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 令和元年5月21日から同年8月20日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第15号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
田上の里1丁目地内	自 転 車	1台
粟崎町地内	自 転 車	1台

片町1丁目地内	自 転 車	3台
畝田西3丁目地内	自 転 車	1台
田上さくら1丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成31年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
令和元年5月21日から同年11月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
矢木町会	代表者の氏名及び住所	越村 徳二 金沢市矢木1丁目26番地	東 勝美 金沢市矢木2丁目200番地	平成31年4月1日
戸水町会	代表者の氏名及び住所	中川 利明 金沢市戸水1丁目244番地	加藤 久志 金沢市戸水1丁目228番地	平成31年4月1日
間明町町会	代表者の氏名及び住所	石田 豊司 金沢市間明町1丁目2番地	坪倉 一也 金沢市間明町1丁目128番地1	平成31年4月1日
大野町4丁目上町会	代表者の氏名及び住所	田丸 文野 金沢市大野町4丁目169番地6	川島 英昭 金沢市大野町4丁目122番地	平成31年4月1日
太陽が丘ひまわり町会	代表者の氏名及び住所	越浦 啓 金沢市太陽が丘2丁目75番地	中村 宏一 金沢市太陽が丘2丁目58番地	平成31年4月7日
若谷町会	代表者の氏名及び住所	荒井 國三 金沢市若松町3丁目259番地	松井 信也 金沢市若松町3丁目167番地	平成31年4月13日
田上新町町会	代表者の氏名及び住所	森 耕二 金沢市田上町ヨ3番地13	大野川 雄一 金沢市田上新町197番地	平成31年4月14日
粟崎町四丁目町会	代表者の氏名及び住所	蒔 勉 金沢市粟崎町4丁目78番地81	金谷 康弘 金沢市粟崎町4丁目78番地22	平成31年4月14日
大額二丁目町会	主たる事務所所在地	金沢市大額2丁目103番地	金沢市大額2丁目15番地	平成31年4月14日
	代表者の氏名及び住所	田中 善広 金沢市大額2丁目103番地	藤田 光 金沢市大額2丁目15番地	
田上さくら並木町会	主たる事務所所在地	金沢市田上さくら1丁目116番地	金沢市田上さくら3丁目87番地	平成29年3月6日
	代表者の氏名及び住所	野村 太郎 金沢市田上さくら1丁目116番地	宮野 晃 金沢市田上さくら3丁目87番地	
	主たる事務所所在地	金沢市田上さくら3丁目87番地	金沢市田上さくら2丁目37番地	平成30年1月15日
	代表者の氏名及び住所	宮野 晃 金沢市田上さくら3丁目87番地	植田 義之 金沢市田上さくら2丁目37番地	

	主たる事務所の所在地	金沢市田上さくら2丁目37番地	金沢市田上さくら1丁目40番地	平成31年1月21日
	代表者の氏名及び住所	植田 義之 金沢市田上さくら2丁目37番地	島 恭雄 金沢市田上さくら1丁目40番地	
御供田町町会	代表者の氏名及び住所	坂本 敏明 金沢市御供田町ハ19番地2	沖野 秀男 金沢市御供田町ハ32番地	平成31年4月1日
四十万西町会	代表者の氏名及び住所	山内 忠 金沢市四十万町イ32番地7	岡 亜矢子 金沢市四十万町イ91番地	平成31年4月1日
押野西光陽町会	主たる事務所の所在地	金沢市押野3丁目541番地	金沢市押野3丁目82番地5	平成31年4月14日
	代表者の氏名及び住所	吉田 清 金沢市押野3丁目541番地	杭田 安弘 金沢市押野3丁目82番地5	
太陽が丘あおぞら町会	代表者の氏名及び住所	斉藤 剛克 金沢市太陽が丘3丁目83番地	武田 一仁 金沢市太陽が丘3丁目107番地	平成31年4月14日
大友町町会	代表者の氏名及び住所	宮田 治郎 金沢市大友3丁目44番地	高橋 亘 金沢市大友1丁目144番地	平成31年4月21日

●金沢市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団真盛人会 エメラルド歯科クリニック	金沢市増泉4丁目10番35号 ドゥ・モンターニュ泉1階	平成31年2月1日
瑠璃光薬局 彦三店	金沢市安江町3番26号	平成31年2月1日

2 訪問看護事業者

訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益財団法人金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	金沢健康福祉財団訪問看護ステーション	金沢市大手町3番23号	平成31年4月1日

●金沢市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
新谷外科医院	新谷クリニック	金沢市菊川1丁目16番15号	平成31年4月1日

●金沢市告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の開設者を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	開 設 者		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
共創未来 松村薬局	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山 善郎	平成31年4月1日
共創未来 藤江北薬局	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山 善郎	平成31年4月1日

●金沢市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
片岡薬局	金沢市石引2丁目7番9号	平成31年3月31日
エメラルド歯科クリニック	金沢市増泉4丁目10番35号 ドゥ・モンターニュ泉1階	平成31年1月31日
早稲田医院	金沢市春日町2番16号	平成31年3月31日
瑠璃光薬局 彦三店	金沢市安江町3番26号 武蔵パリエ1階	平成31年1月31日
中川眼科クリニック	金沢市広岡3丁目1番1号	平成31年3月31日
公益財団法人金沢総合健康センター 訪問看護ステーション	金沢市大手町3番23号	平成31年3月31日
中村医院	金沢市黒田1丁目188番地	平成31年4月30日

●金沢市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	名 称	所 在 地		
1770100046	株式会社ヤマシタコーポレーション金沢営業所	株式会社ヤマシタ金沢営業所	金沢市黒田2丁目10番地	平成31年4月1日

●金沢市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	休止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770104048	居宅介護支援事業所アースケア	金沢市高尾南1丁目90番地	株式会社アース	平成31年3月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770100400	金沢市新堅デイサービスセンターしらうめ園	金沢市新堅町3丁目25番地	社会福祉法人新堅善隣館	平成31年3月31日	地域密着型通所介護
1710121078	サン問屋町クリニック	金沢市藤江南1丁目103番地1	医療法人社団誠美会	平成31年2月28日	訪問看護 居宅療養管理指導

●金沢市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
川崎 悠貴	学校法人木島学園 木島接骨院 小坂院	金沢市小坂町中99番地1	平成31年4月2日

●金沢市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

施術者	施 術 所				変更年月日
	名 称		所 在 地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
今川 真昭	学校法人木島学園 木島接骨院 小坂院	学校法人木島学園 木島接骨院	金沢市小坂町中99番地1	金沢市山の上町4番22号	平成31年4月1日

●金沢市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
川上 智	学校法人木島学園 木島接骨院	金沢市山の上町4番22号	平成31年3月31日
山上 隆之	やまがみ接骨院	金沢市芳斉1丁目5番19号	平成31年4月7日

●金沢市告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 59番 5先から	旧	4.2~5.0	8.6
		松 村 5 丁 目 59番 5先まで	新	5.1~5.8	8.6
一般市道	大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 10号	松 村 5 丁 目 59番 2先から	旧	4.9~6.0	21.2
		松 村 5 丁 目 59番 1先まで	新	4.9~6.4	21.2
一般市道	大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 14号	松 村 5 丁 目 59番 3先から	旧	4.0~4.1	23.8
		松 村 5 丁 目 59番 2先まで	新	5.0	23.8
一般市道	米 丸 6号 玉 鉾 3 丁 目 線 15号	玉 鉾 3 丁 目 191番 6先から	旧	3.2	24.0
		玉 鉾 3 丁 目 191番 5先まで	新	5.0	24.0

●金沢市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 松 村 5 丁 目	59番 5先から 59番 5先まで
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 10号	松 村 5 丁 目 松 村 5 丁 目	59番 2先から 59番 1先まで
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 14号	松 村 5 丁 目 松 村 5 丁 目	59番 3先から 59番 2先まで
米 丸 6号 玉 鉾 3 丁 目 線 15号	玉 鉾 3 丁 目 玉 鉾 3 丁 目	191番 6先から 191番 5先まで

公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

日時 令和元年5月22日から同年6月4日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
8	ニッコー株式会社	白山市相木町383番地	平成31年4月23日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定による金沢市南新保土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、令和元年6月21日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 南新保町口 1番1、5番から9番まで、11番2、11番4、11番5、12番、13番、22番1、22番2の一部、23番1、23番2の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 南新保町ハ 1番から7番まで、8番1、8番2の一部、15番6の一部、16番、17番1、17番2、18番から26番まで、27番2、28番7の一部
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (3) 南新保町ニ 15番1、16番1、17番1、37番1の一部、38番1、38番2の一部、39番、40番、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、44番1、45番1、46番から53番まで、54番1、54番2、55番1、55番2の一部、58番3、70番3、71番2の一部、73番1、74番1、75番1、75番2、76番から79番まで、80番1、81番から91番まで、92番1、92番2、93番1、93番2の一部、95番の一部、96番3、113番1
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (4) 南新保町ホ 265番3、265番4、266番3、266番4、270番4、271番4、271番5、273番3、275番3、280番3、282番3、284番3、286番2、287番3
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (5) 南新保町ヘ 29番2の一部、29番3、29番4、30番1、31番1の一部、32番1、32番2、33番1、33番2、34番、35番、36番1、36番2、37番、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番から43番まで、44番1、44番2、45番から49番まで、50番1、50番2、51番1、51番2、52番1から52番3まで、53番1、53番2の一部、53番5、53番6、107番1、107番4、109番、110番
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (6) 南新保町ト 21番1、22番1、22番2、22番6から22番10まで、23番1、23番3、24番1、24番2、25番、26番、27番1、27番2、28番1、28番2の一部、28番3、29番1、63番1の一部、64番1、65番1、66番から74番まで、75番1、75番2、76番1、76番2の一部、77番1の一部、102番1、102番4の一部、103番1の一部、103番3から103番5まで、104番1、104番2、105番1、105番2、106番1から106番3まで、107番1、107番2、108番1、108番2、109番1、109番2、110番1、110番2、111番1、111番2、112番1、112番2、113番1、113番2、114番1、114番2、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、118番1から118番4まで、119番1から119番3まで、120番1、120番2の一部、121番1、135番1、136番1、137番1、138番から145番まで、146番1から146番4まで、147番、148番
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (7) 南新保町チ 1番、2番、3番1から3番3まで、4番、5番1、5番2、6番、7番、8番1から8番3まで、9番1、9番2、10番から14番まで、15番1、15番2、16番1、16番2、17番1、17番2、18番1、18番2、19番1、19番2、20番1、20番2、21番1、21番2、22番1から22番3まで、23番1から23番3まで、24番1から24番3まで、25番1、25番2、26番1から26番4まで、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、30番2、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2、34番1、34番2、35番1から35番3まで、36番1から36番4まで、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、44番1、44番2、45番1、45番2、46番1、46番2、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、50番1、50番2、51番1から51番7まで、52番1、52番2、53番1、53番2、54番1、54番3、55番1から55番4まで、56番1、56番2、57番2、58番1、58番3、66番から69番まで、70番1、70番2、71番1、71番3、71番4、72番から85番まで、86番1から86番3まで、87番から89番まで、90番1、90番3、90番4、91番の一部、101番1、101番2、102番1、102番2、103番、104番1から104番3まで、105番から107番まで、108番1、108番2、109番、110番、111番1、111番2、112番から118番まで、119番1から119番3まで、120番1から120番3まで、121番から125番まで、126番2
区域内に介在する道路及び水路を含む。
- (8) 南新保町リ 1番1から1番3まで、2番1から2番4まで、3番1、3番2、4番1から4番5まで、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1から9番4まで、9番5、9番6、10番1から10番3まで、11番から18番まで、19番1、19番2、20番1、20番2、21番1、21番2、22番1、22番2、23番1、23番2、24番1、24番2、25番1から25番5まで、36番1、36番3、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、44番1、44番2、45番1、45番2、46番1から46番3まで、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、50番1、50番2、51番1、51番2、52番1から52番7まで、53番1、53番2、54番から59番まで、60番1から60番4まで、61番、62番1、63番、64番1、64番2、65番1、65番2、66番から69番まで、70番1から70番4まで、71番1、71番3、77番3、78番、79番、81番から83番まで、84番1、84番2、85番から94番まで、95番1、95番2、96番1、96番

2、97番から112番まで、113番1、113番2、114番、120番、121番、122番、123番1、123番2、124番、125番1、125番2、126番から135番まで、136番1、136番2、137番1、137番2、138番、140番、142番、143番、145番から154番まで

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (9) 南新保町ヌ 1番から7番まで、39番から50番まで、83番から94番まで、127番から133番まで、134番1、135番、136番、137番1、138番、139番2、140番から144番まで、212番から217番まで、219番、221番、222番
区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (10) 南新保町ル 4番1の一部、5番1の一部、5番2の一部、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1の一部、8番2の一部、9番1の一部、10番1、10番2の一部、11番5、12番3、12番4の一部、13番2の一部、13番3の一部、26番2、27番2

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (11) 南新保町カ 27番3、28番2、29番3、45番3、46番3、47番3、88番3、103番3、108番3、109番3、112番3、113番5、117番3、118番4、118番6、120番3、121番3、122番3

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (12) 大友一丁目 15番から21番まで、22番1、22番2、25番から35番まで、36番の一部、43番2、46番、49番から54番まで、78番の一部、166番から172番まで、314番、315番、1004番の一部、1005番から1019番まで、1021番、1022番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (13) 鞍月東二丁目 72番の一部、74番の一部、75番の一部、76番の一部、96番の一部、98番の一部、99番の一部、101番の一部、103番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局市街地再生課

3 縦覧期間

令和元年5月21日から6月4日まで

4 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大浦町へ271番2	金沢市大浦町ヲ3番地4 高沢 節子

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

令和元年5月21日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表中

建造物	おのおのみなとじんじやきゆうはいでん 大野湊神社旧拝殿	1棟	金沢市寺中町ハ163番地 大野湊神社	指定平成11年4月30日	を
考古資料	かなざわしかただやかたあと かねだびーいせき 金沢市堅田館跡(堅田B遺跡) しゅつどいぶついつかつ 出土遺物一括	734点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成20年12月26日	に
建造物	おのおのみなとじんじやきゆうはいでん 大野湊神社旧拝殿	1棟	金沢市寺中町ハ163番地 大野湊神社	指定平成11年4月30日	

改める。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示します。

令和元年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿の登録を行う日 令和元年6月3日

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和元年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 令和元年5月22日から同年6月4日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和元年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 榮 市

1 日時

令和元年5月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について

(2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について

(3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について

- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (7) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和元年5月21日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市五郎島町地内

日 時 令和元年5月22日(水) 午後2時から午後3時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和元年5月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和元年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 浅野本町の一部
 - (2) 金石本町、御供田町、才田町、湊1丁目、湊2丁目及び弥勒町の各一部
 - (3) 北塚町の一部
 - (4) 辰巳町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
 - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

令和元年5月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
53	斎久工業株式会社 北陸支店	金沢市上堤町3番21号 金沢野村証券ビル7階	平成31年4月18日

◎正 誤

○平成31年3月29日付け金沢市公報号外第9号の3

頁	箇所	誤	正
15	下から8行目	100分の180	100分の190
		100分の85	100分の95

令和元年(2019年)5月21日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)5月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	